

2019年8月吉日

お客様各位

ペットコミュニケーションズ株式会社

改正消費税法の対応方法に関するお知らせ

謹啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知の通り、消費税率が2019年10月1日から10%に引き上げられます。これに伴い、弊社における消費税等の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ① ご契約が2019年9月30日以前でありましても、2019年10月1日以降に納入、サービス提供または作業完了となるお取引につきましては、経過処置（税率8%）が適用される場合を除き、変更後の消費税率10%にて請求させていただきます。
- ② 2019年9月30日時点で既にご請求あるいはお支払い済みの契約案件のうち2019年10月1日以降の役務提供部分につきましては、別途、2019年10月1日以降に新消費税率との差額（2%）を請求させていただきます。
- ③ 2019年4月1日以降の2019年9月30日までに新規に弊社から請求させていただく役務提供サービスのうち年間保守費用などにつきましては、2019年9月30日までの現行消費税率8%の部分と施行日（2019年10月1日）以降の改正消費税率10%にかかる部分について、ご請求を2019年9月30日までと、2019年10月1日以降と二分割に分けさせていただきます。

誠に恐れ入りますが、適正な消費税率の適用につきまして、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせは、弊社担当営業まで頂きますようお願い致します。